

## 光田健輔 ハンセン病撲滅への「善意」

宇出津小学校 尾形正宏

2008.4.19

### 光田健輔著『愛生園日記』を読む

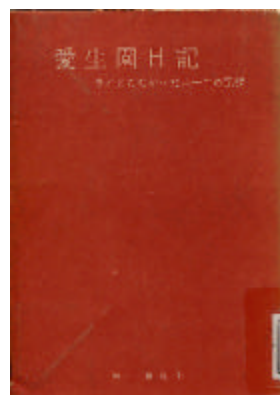
昭和 33 年 5 月 25 日初版，毎日新聞社発行の『愛生園日記』は愛生園の責任者であった光田健輔が晩年，自分の人生を振り返って書いた自伝である。

かれはのちに「救らいの父」とも呼ばれ，日本のハンセン病政策を語るにはなくてはならない人であり，文化勲章までもらっている。

しかしその「父」である彼がやったことは，パターンリズム<sup>\*</sup>を振り回したものでしかなく（宮坂『ハンセン病重監房の記録』），元ハンセン病患者への差別の長引かせ，結果的に元患者達の人生をむちゃくちゃにしまったのだった。

自分の取ってきた政策が，途中でまづくなっているという実験結果が出ていたにもかかわらず，なぜ，彼は生涯その方針を改めることできなかったのか？

そんな疑問から，この本を読んでみることにした。県立図書館からお借りして。



### はじめに

半ば独学で曲りなりにも私が医者の開業試験に合格したのは，一八九六年二十才のときであった。当時は家を追われたライ者たちが街頭でものごいをしている浅ましい姿をたくさんみかけたが，べつに療養所とともなく，外人宗教家の手でわずかの人が救われているにすぎなかった。私の若い心はこの惨状を放置するにしのびなかった。そして閉ざされたこの道をなんとかして開こうと決心した。そのためにはまず立派な医者にならなければならない，そこで私は入沢達吉博士のもとで，病理の研究に没頭した。（「はじめに」1p）

\*1パターンリズム..強い立場にあるものが、弱い立場にあるものに対して、後者の利益になるとして、その後者の意志に反してでも、その行動に介入、干渉することをいふ。日本語では「父権主義」「温情主義」などと訳される。社会生活のさまざまな局面において、こうした事例は観察されるが、とくに国家と個人の関係に即して行なえば、パターンリズムとは、個人の利益を保護するためであるとして、国家が個人の生活に干渉し、あるいはその自由、権利に制限を加えることを正当化する原理である。（ウィキペディアより）

健輔は 1876 年 1 月 12 日、山口県佐波郡中関（現在の山口県防府市）というところで生まれた。ノルウェーのアルマウエル・ハンセン博士が「らい菌」を発見したのは 1873 年のことである。その 3 年後に生を受けたことになる。

健輔は「当時の気風として、兄も私も盛んに漢学を習わされ、儒教精神を叩きこまれていた」と語っている。もしかしたら、その叩きこまれたという「儒教精神」が、のちの「ハンセン病撲滅への善意」のバックボーンとなったのかも知れない。

私はこの選科（東大医学部病理学教室）にいるあいだに、私の一生の運命をきめ、その研究のために生涯を捧げることになったライ菌を、はじめてみる機会をえたのである。それは、ある日いつものように、東京市養育院から送られてきた解剖用の死体を見た。肉がひどくくずれていて、ふた目とはみられない、しかも異様な臭気を放っている、それがライの死体であったのだ。みな逃げ腰になって、たれひとり解剖に立ち合うものがない。そこで私は進んで山際教授の助手を買って出た。

これが私が学徒としてはじめてライ菌に接触したときで、私の二十一才のときである。

（「ライ医学者になるまで」16p）

北里柴三郎が明治 25 年に「伝染病研究所」を開くと、全国からライ患者がやってきて治療を求めるようになる。そこで、目黒に「慰廃園」という施設を作り、そこで、外来でハンセン病者を見るようになるのだが、それについて健輔は「北里博士ほどの偉大な学者が、歴然としたライ患者になぜ外来を許していたのであろうか」と疑問を呈し、それは「社会的・歴史的な制約だったのだろう」と述べている。そして、そこのとが「私は偉大な学者にはなれなくても、ライを日本から根絶させることを生涯の仕事としよう」と決めた。「私一代ではとうてい根絶できないであろうが、せめてその土台を築く開拓者にはなれるであろうと考える」とことになるのである。そして、東京養育院に出来たライの隔離室の責任者となる。

## 養育院時代

私はその隔離室を「回春病室」と名づけた。回春病室にはいつも二十名内外の患者を収容していた。伝染するというよりも、不潔で臭くて気持ちが悪いので、同僚たちはふだんからライ患者の世話をするのをいやがっていた。私は反対に回春病室の仕事を、全うってつけの天の導きだとさえ考えてやりはじめた。人の手に触れたがらない病人を私が好んでみるのも、むさぼるような研究心が尻押しをしてやらせるのであった。（「養育院時代」31p）

話がまた養育院へもどるが、死体はすべて大学へ運んでしまうので、院内での解剖は許されなかった。もちろん解剖室の設備もない。しかし私はライの研究が進むにしたがって、ここで解剖をやってみなければならぬことを痛感した。せつかくのこの死体に手もふれず、みすみす大学へ渡してしまうことが残念でたまらなかった。

そこで健輔は禁制を破って解剖をやってしまう。しかしそれが患者に見つかり、院長にも見つかって問題となる。しかし何とかクビにはならず始末書で事なきを得るのだが、健輔の研究熱心はやまないのだ。

さすがに当分は慎んでいたが、その我慢も長くは続かなかった。人の寝静まるのを待って、またひそかに解剖をやった。(中略) 膿汁のしたたる死体を前に、身動きもできないことがしばしばあって、夜警が通りすぎるとまたはじめる。そして明け方までに死体を処理して、何くわぬ顔で寝床にもぐりこむのであった。(「養育院時代」39p)

なんともここまでして研究をしたいのだ。そして研究すればするほど、彼の中の「どうかしなければならぬ」という気持ちが強くなってくるのである。

私はライについて研究すればするほど、ライの社会に及ぼす影響の恐ろしさを痛感するとともに、これに対する社会認識の低さと、国家がなんの対策も講じていないことが残念でたまらなかった。しかし、一方で外へ向かっては国威を宣揚するために、友邦その他アジア諸国に医療技術を普及して衛生改善などを指導する「同仁会」が結成されたりしていた。

(「養育院時代」41p)

### らい予防法，そして国家の施設を

こうしてライ患者の治療を続けていた「回春病室」では患者が増える一方で収容しきれないようになってきた。健輔は百人を収容できる隔離室の建設を関係者に働きかけた。

結果からいえばそれが全国的なライ予防法発布の、糸口を作ることとなったのである。つまり東京市養育院のライ隔離室の規模を大きくすることで全国からライ患者が東京に集まってくるので、全国的にもっと国家的な施策がされなければならないという結論が出たからである。(「予防法生みの親」44p)

そして、全国を五地区にわけ、東京・青森・大阪・香川・熊本に公立の療養所が作られることになったのだ。定員は千名、今までの私設の宗教病院に約200名、養育院に30名だった。

健輔は小規模ながら国家の施設としてライ療養所が発足することになり、

これでようやく日本もライ予防の第一歩をふみ出したわけだ。あとは専心施設の拡充と治療の研究に力を入れなくてはならない。(「予防法生みの親」48p)

と、今後の自分の方向性に向けての決意を新たにすのだった。

目黒の慰廃園の近くにある空き地に目をつけて交渉を進めたが、慰廃園があるだけでも迷惑しているのに、これ以上ライ療養所をふやされてはやりきれないという、区民の猛烈な反対があった。視察員が検分に行くと、土地の農民たちがこえ桶をかついで待っていて、視察でもしようものなら、頭から浴びせかねないけんまくなので、目黒には見切りをつけて引き揚げたというようなことであった。

(全生病院「50p」)

そして、関係者は秘密裏に事を運び、やっと武蔵野の地に療養所を建設することになる。

こうして見渡す限り広々とした武蔵野の雑木林の中に、東京の療養所はでき上がった。三万坪の敷地に深さ二メートル幅六メートルの掘りをめぐらし、内側に二メートルの土堤を作って、それをヒイラギの垣根で固めた。これは内部からの逃走を防ぎ、外部からの襲撃に備えたものである。

こうして全生病院はできあがり、健輔はこの病院の医長を任される。

院長は池内という警視で、地方の警察署長を長く勤めてきた人であった。浮浪のライ乞食を集めるのであるから、患者を「貴様」と呼んだらいいか「何方」というほうがいいかなどと気にしていた。取締りの対象である患者に、君とかお前とかいったのでは、なれなれしすぎるというわけである。

(全生病院「53p」)

こういうこと自体を気にする人が院長なのだ。とても患者本位の施設とは思えない。しかし健輔の発想も似たり寄ったり。それは次のような表現から伺える。

開院早々から警視庁では東京市内のライをつかまえては片っぱしから送りこんでくるので三百人の定員はたちまち満員となった。

「ライをつかまえては送りこんでくる」という言葉の中には、一人一人への気遣いなどこれっぽっちも感じられない。

いざ集まったライ患者の院内生活を語る場面では、こんな表現も出てくる。

ライ患者はたいてい男三、女一の割合であるから、女の奪い合いとなり、刃傷沙汰まで起ってくる。女のほうも男をこばまない風潮であった。強い者勝ちだから、盲人の患者は長年つれ添った女房を奪われたり、娘が大勢の男の餌食になったり、世間一般の道徳律はここでは通用しなかった。

(全生病院「59p」)

こうした中、院長が逃走の手助けをしたとしてある患者を監禁した。それに対して療養所の患者たちがタスキはちまきで騒ぎ出すと言うことがあった。そのとき、

健輔は、患者たちに、

「おまえらは院長に患者を監禁したりする権限はないというが、子供でもいたずらしたら押入へ入れられるじゃないか。どうして秋山が監禁されたか、もう一度とっくり考え直してみてくれ。」  
(「全生病院」57p)

と語る。この「父親が子供のために思って罰を与える」という考え方が、のちの「検束権」の問題へと発展することになるのだ。まさにパターンリズムの考え方がある。また、このとき、健輔は割と元気な患者たちに園内で働いてもらうことを考える。「労働治療」という発想のおおもとがここに始まるのだ。

こうした男女関係をどうするのが問題となる。ハンセン病を扱っている宗教施設では男女別の療養所にして交流を許していないと聞くのだが、健輔は「そうは考えなかった」。

ライ患者は一朝一夕に治癒するものではないから、どこの療養所も彼らにとっては、終生の住み家なのである。(中略)この無期囚人にひとしい人たちを扱うためには、よほど適切な方法を講じなくてはならない。(中略)そこで男女の結合を認めて、同病相憐んで生きて行くことが人倫の本道である - 私はそう考えていた。  
(「ワゼクトミー」69p)

要するに「患者同士の結婚を認めよう」というのだ。それは「人倫の本道」と入っているが、「無期囚人にひとしい人たちを扱うため」の方法として考えていたことも確かなのである。この両方の考え方が混在しているのも健輔の特長かも知れない。

さて、このように男女の結合を認めるとすると、当然その結果として新しい生命が生まれることになる。しかし、健輔にとって「結論からいえば子供を生ませてはならない」のだ。それはハンセン病は遺伝病ではないとはいえ、抵抗力の弱い子供に伝染しやすいからである。

結局、彼は男性に対して「断種」を考えるようになる。

だが、それは国法で禁じられている。健輔は、弁護士や専門家に尋ねてみるが、「他の第三者が告訴すれば傷害罪を構成する」と教えられる。でも彼はここで挫折したりはしない。彼は、ライ撲滅を生きがいとしているのだ。

善意と誠実でやることだ。勇気を出さなくては、何事もできるものではない。私が告訴されれば刑務所へ行くまでのことだと覚悟をきめた。  
(「ワゼクトミー」70p)

とさらに決心を固めるのである。

自伝の最初に、健輔は語っている。

二十一才ではじめてライ患者に接触以来、八十二才の今日まで、この仕事一途に没頭してきて、いまさら仇敵呼ばわりされるのは、さびしくないこともないが、それがライ医学者の宿命だと、私は思っている。しかしたとえライ患者から仇敵といわれようと、時世を知らぬ頑迷固陋とののしられようと、私は一步も退くことはできない。私は社会をライから守る防波堤となつて、堤がきれたら自分のからだを埋めて人柱となるうという、命がけの決心で暮らしてきたのだ。  
(「八十二才の白頭翁」11p)

決して反省することなく、生を生きんとするこの態度に「善意」の怖さを見るのは私だけではないだろう。

### ライ予防を広める

健輔は、全生病院で癩患者と関わりながら、もっと専門的で大きな施設が必要であることを社会に訴える必要性を感じた。

そこで彼は、当時、実業界 1 であり社会活動にも熱心だった渋沢栄一に「ライ予防」のため立ち上がるように働きかけるのだった。

渋沢氏は全生病院視察ののちすぐに、中央慈善会でライ予防相談会を開いて、その席上で十分に私に話をする機会を与えられた。(中略)私はその夜、「ライの病理と予防 - ライの歴史 - ライの分布と生活状態 - 療養設備の現状」などの項目について二時間ばかりお話しした。

この会合の結果、現在の療養所が公立であるための欠陥を補い、その機能を十分に活動させるための機関として「光明会」が設立される機運が生じたのである。

(「ライ予防策」106p)

「光明会」の「光明」とは、その昔、ライ病者を救ったといわれる光明皇后にちなんでつけられたのだ。ここでは、皇室の善意・母親の愛の表れとしての皇后の役目がしめられているようだ。

1915年(大正4年)2月、健輔はライ予防方策に関して50枚にのぼる意見書を、内務省衛生局に提出した。それは

逃亡者はあとを絶たず、悪質者を処罰する方法もない。何とかして逃走者のない療養所にしなくてはならない。逃走者を防ぐ道は第一に居心地のよい療養所にすること。第二には逃走できない場所を隔離すること。こうしたことを念頭において、私の意見書はできあがった。  
(「意見書の提出」107p)

この意見書の中で健輔はライ患者の「完全隔離」を訴え、そのためには「国立療養所の設置」や「所長に懲戒検束権を与えること」など、のちに施策として実現し

ていく方向性を出している。

### 長島愛生園，園長となる

その後，健輔は岡山県にできる長島愛生園の園長になるのだが，その愛生園を作るときの話がおもしろい。

岡山でも秘密がもれるのを恐れて，私たちは県庁へは顔出しをせず，県の衛生課長に駅まできてもらって，機内食堂で打ち合わせをやった。

それから松崎技師は松山，私は三田と偽名し，職業は師範学校教員ということにして，二日以上は同じ宿に滞在しないように，またレインコートや背広のネームを女中に見られないように，どんなに気をつかったかわからない。まるで犯罪人の逃避行のようなことを続けて，五日間それぞれ準備をととのえた。犯罪人と違うところは，夜になるとこっそり警察部長の官舎へ行って打ち合わせをやることだ。そのあいだに登記所などにも当って，長島関係の土地家屋台帳もしらみつぶしに調べた。そしていよいよ現地へのりこんだ。

（長島愛生園の誕生」127p）

とまあ，こんな勢いだ。「祭理を尽くして話した」ことでやっと買収契約が成立。瀬戸内海の長島に療養所が建つことになった。

新しい国立ライ療養所は「長島愛生園」と名づけられることになっていた。これは西郷隆盛の「敬天愛人」といったことばが，病を養う人たちにとっても，病者に接する私たちの気持ともびったり合うところから思いついて「愛人」を「愛生」とかえたのである。（同上 133p）

こうして，ルネッサンス式で，すべて鉄筋コンクリートの巨大な隔離施設ができあがったのである。礼拝堂に掲げられた「敬天愛生」という扁額を書いた安達内相は，「ああ，楽土楽土」と漏らしたとか。楽土と強制隔離このアンバランスな施設が，今後 60 年以上も人権を無視した施設として成立していくのである。

さて長島愛生園に健輔と共に移り住むことになった全生病院の患者 85 名が，船に乗り込んで引っ越しである。

八十五名の患者と私たち七名の職員が乗ると，狭い船の中は足の踏み場もない。（中略）夜がふけるにつれて冷えこんでくる。患者はしきりに尿意をもよおすらしく，出入口に近い私の頭をまたぐようにして，甲板へ出て用を足している。奥のほうにいる者や，足の不自由な者は動けないから，備えておいた不潔缶に用を足す。汚物の匂いが船底に充満してきた。奥のほうにいる川島看護士に，汚物のいっぱいになった不潔缶をとってもらって，私がそれを甲板へ持って上ってどぼんと海中に処分して，空になった缶をまた川島看護士に渡す。夜の二時頃になって船はようやく出航した。

（第一回輸送」142p）



患者のためにこれほどつくすことが出来るのもエライと思う。汚物缶を持って処分するなんて、なかなか出来ることではない。健輔は決して非常な人間ではないのだ。

新しく出発した愛生園。夢のような施設にするつもりだった。患者が自ら行きたくなる施設にするつもりだった。

健輔が立派な院風を作るために打ち出した構想が「家族主義」である。

それは「融和の精神」「互助の精神」「犠牲奉仕の精神」「虚礼の廃止」「園の発展」の5つの項目に要約して示されている。例えば融和の精神では、

定員は四百人だが、それだけの、あるいはそれ以上の入園者と七十人の職員とが、秩序ある平和な生活を送っていくためには、人間同士の融和が一番たいせつなことである。患者も職員も愛生園の家族である。私が家長となって、おたがいが親兄弟のように睦まじく暮らしていきたい。だれが治者でも被治者でもない。ただし民法には子供の行動を誤らせないように、親権を行う父母にその子供への懲戒権を認めている。同じように愛生園の家長も、患者に対する懲戒権を持っている。民法上の親子のように、それはあくまでも愛情の上にたったものでなければならぬと私は皆にいいさせた。（『家族主義の楽園』145p）

と述べている。ここには、宮坂氏のいうパターナリズムがもろにあらわれていると言えるだろう。「強者が弱者に愛を施す、その代わり親権者を持つオレに従え」というのである。

## 大家族主義の崩壊

しかし、「ついに大家族主義が崩壊する日きた」。

昭和十一年になると、八百九十名の定員に対して、入園者の数は千二百名になっていた。三割強の超過である。その結果一棟四人を入れる住宅にも六、七人がはいることになり、集会所や食堂まで詰め込まなくてはならなかった。夏の暑いときなどはそうとう気の毒な状態であった。愛生園のほうでも絶えず政府に対して、超過定員の追加予算を陳情していたが、大蔵省は、定員以上に入れるのが悪い - の一点ばりで押していた。

伝染病患者が門前まできているのを、捨てておくことはできない。伝染病に定員はない - というのが、私たちの主張であった。（『長島騒動』166p）

結果として、患者は結束して「待遇改善と自治権」を求めて立ち上がったのである。このストライキ騒ぎは13日目の8月25日、堀崎岡山県特高課長などの斡旋で中止され、健輔は責任を感じて進退伺いを出すことになる。

この事件について健輔は「ライ救護の歴史を汚した、まことに残念な出来事であった」と振り返っている。しかしその「残念さ」というのは次のようなことである。



結果からいえば患者たちの経済的な要求は、園当局の政府への要求でもあったので、表面的にはいい結果を招いた点もあるが、そのために失った精神的美風は、なにものにもかえ難いものである。「家族主義」の限度は数百人までであろう。理想的な家族主義の形態を守って、定員以上はいっさい入れないか、それとも家族主義の美風は守られなくてもひとりでも多くのライ者を収容すべきか - ということについては、私も当初迷って考えぬいた。しかし入園希望を断られて自殺をするまでに追いつめられた人を、どうして放置できよう。そこで私は十坪運動をはじめたのであるから、家族主義の崩壊は当然のことであって、それを惜しむ私は、二兎を追う愚かさを笑われるかもしれない。(同上) 174p)

### 無ライ県運動と『小島の春』

そして、無ライ県運動が始まる。

このときにベストセラーが生まれる。それは長島愛生園で医官としてはたらいっていた小川正子の書いた『小島の春』である。『小島の春』は「彼女の検診の紀行文集」(健輔談)である。のちに映画にもなった(昭和15年度作品)この小説により、ライ病について広く知識が行き渡ることになったらしい。

またこの著書で数十万の読者が、ライの伝染病であること、悪血の遺伝としてけいべつすることが不道理であること、患者を療養所に送ることで、家族内伝染も近隣への伝染も防げることを知ったであろう。この書はライ予防の啓蒙宣伝に役立ったばかりでなく、ライ予防の仕事につくしている人々が、どんなに清らかな情熱をもって、ライ者に接しているかもわかってもらえたと思う。(「一万床をめざして 182p」)

『小島の春』については、先の「今月の読書」でも紹介した。その後、映画も手に入れることが出来た。DVDではなくビデオである。日本映画傑作全集の1巻として販売されていたようだ。今では古本屋でしか手に入らない。

夏川静江演じる小川正子は、献身的で強制することなく施設に来ることを勧めている。しかし、まわりの人間の様子は、どうも差別感丸出しという感じである。

### 戦後、民主主義政策下にもかかわらず...

#### 重監房が取り壊される

さて戦後の新憲法下では「基本的人権の尊重」が謳われた。各療養所の住民にも選挙権が与えられるようになり、昭和21年6月、初めて選挙権を行使した。これにより「患者の政治への関心は高まり、療養所内の自治組織を確立することとなった」(健輔)という。

患者の人権意識が向上する中で、1947年5月、草津の栗生楽泉園の「特別病室」=「重監房」が問題となり、取り壊されることになる。このことについて健輔は次

のように述べている。

戦後はとくに人類の福祉が重んぜられ、また人権が尊重せられるようになって、まことに結構なことである。ただ人類の福祉のためにライを予防するのであり、予防の手段として隔離をするのである - という本末をわきまえずに、しかも過去数十年間のライ予防と療養所管理がどれほど困難なことであったか、なぜ特別病室のような監禁室が設けられるようになったのかの歴史も過程も研究しないで、人権擁護という甘いことばだけに陶醉している一部の人もあるようだ。それらの人々が安価な感傷におぼれて、かえって人類の福祉をかき乱そうとしている自分たちの罪に気がついていないのである。 (「ライと人権」209p)

そして、「特別病室をとり壊す前に「ライ刑務所」が設立されなければならなかったのである」とまで述べるのだ。

### 三園長発言

戦後、長島愛生園長光田健輔は多摩全生園長、菊池恵楓園長と共に、参議院厚生委員会ライ小委員会においてライの問題について証言を求められることになる。いわゆる三園長発言である。そして、この証言がもととなり、新「ライ予防法」が成立することになるのだ。

光田園長は、「自分の発言が患者を刺激したことを十分承知している。承知しながら、なおかつライ撲滅のためには、これしかないのだという強い気持ちがあったのだ。」と述べ、次のように続けている。

この点(強制的に患者を収容すること)に関する法律の改正が必要で、要するに強権を発動させなければ、家族や近隣へ伝染するばかりで、なん年たってもライ予防の効果はあがらない。(中略)以前、内務省の主管であったころのように警察官がつれてくるのではなくて、保健所の手に移ったのであるから、とくに最後の決め手がなくては、収容しに↓場合もある。だから入所を拒む場合は手錠をはめてでも入れなくてはならない...

(「ライと人権」214p)

この発言に対し、園では「説明会」が開かれた。光田園長は礼拝堂に連れ出され、委員会での証言の撤回を求められるのだが...

この証言は私の生涯をかけた学問的な研究と信念から、当然のことをいったまでだから、取り消すわけにはいかんよ。証言を撤回することは、私の学問の価値を動揺させることだ、それが不承知で、どうしても取消しを要求するなら、まずわしの首をはねてから先へ進んでくれ...

(同上) 215p)

と開き直り反省する姿勢は見せない。まさか本当に首をはねるなぞできるわけない。他の2名の園長は証言を撤回したそうだが...

こうして 1952 年 10 月「ライ予防法」は改「正」されたのである。

爾来、1996 年に「ライ予防法」が廃止されるまで、この法律は効き目を持ち、患者達は既に全治しているにもかかわらず、施設に閉じこめられたままだったのだ。

### ライ予防にかけた思い

健輔は、自分の人生を振り返って、次のように述べている。

6 人の子どものうち 3 人までが、ライのしごとにかかわってぐれて、わたしとしてはこれいじょうの喜びはないと思っている。それもみな妻のありがたい志である。妻がわたしの仕事を理解してくれていなかったら、いくら私の子供でも、ライ救護の道にはいったかどうかわからないからだ。  
(余生を島で」232p)

自分がやってきたことはムダではなかった。自分が退いてもなお、後継者がいることを喜んでいる。

この部分を読んで、私は、「生類憐みの令」を出した 5 代将軍綱吉を思い出した。庶民を苦しめたこの悪法を出した綱吉は、自らの政策を反省することなく死んでいく。残された遺言には「生類憐みの令を続けるように」と書かれていたのだ。

善意を行っているつもりの人たちというのは得てして本当の姿を見ようとしなない。いや見えなくなっているのかも知れない。

### 解説者の言葉もすごい

本書の解説で塩沼英之助氏は「光田先生の医学的業績」とだして、いくつかの点を上げている。その中の「ワゼクトミー」についての部分を紹介する。

#### 7. ライにおけるワゼクトミー（輸精管手術の創始）

療養所内で性の隔離は管理上不適当なこと、それに所内で夫婦生活をして子供を生まぬようにするために先生はワゼクトミーを創始した。だいたい幼児はライ感染の危険の多いものであるためと、また一つには妊娠分娩によって母胎の病勢を増悪に導くためである。これは大正四年から全生病院患者で実施したのを手はじめに次第に全国療養所に普及された。こうして沖縄、台湾、韓国の患者までも本手術が施行された。このようにして患者自体にはなんらの危険をおよぼさず避妊の目的を達成し母胎の病勢増悪を防ぐに貢献した功績は大きい。先生はこの優生手術がインドや中国、アフリカなどのライ濃厚地域にも実施せられるよう勧め、後にわが国の優性法の制定に当り好個の資料を提供した。  
(光田先生の医学的業績」259p)

なんと塩沼氏は、光田が断種手術をしたことを「功績」としてあがめているのだ。私はこれには驚いた。

昭和 33 年発行の本書を読み、この塩沼氏の解説を読むにつけ、まだそういう時代だったのかと唾然とした。

しかし、今もそういう人がちがいのかもしれない。